

小中学生国内イングリッシュ・キャンプ事業業務委託

事業候補者募集要項

令和2年9月

港区教育委員会事務局

学校教育課教育人事企画課

1 件名

小中学生国内イングリッシュ・キャンプ事業業務委託

2 目的

本事業は、港区立小中学校の児童・生徒を沖縄県に派遣し、沖縄独自の文化や歴史等の視点を基にした現地での活動を通じて、児童・生徒にコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、国際理解及び国際感覚の基礎を培うことを目的としています。

また、本事業は、新型コロナウイルス感染症により海外への渡航が厳しくなった今般、港区で平成19年度から実施している「小中学生海外派遣事業」の代替の事業であります。

本事業を円滑に実施するためには、派遣先の行政機関・学校との調整やホームステイ先の確保等、現地での受け入れ体制についての綿密なコーディネートが必要不可欠です。

事業者の組織力・企画力に成果が依存する比重が高い業務であるため、公募によるプロポーザル方式により事業候補者の選考を行います。

3 業務概要

(1) 履行期間

令和2年11月10日(火)から令和3年3月31日(水)まで

(2) 業務内容

別紙「小中学生国内イングリッシュ・キャンプ事業業務委託仕様書(案)」のとおり。

(3) 業務規模

42,000,000 円までとします。(税込)

※なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

4 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者(以下「プロポーザル参加者」という。)の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者としてします。各要件は、参加表明提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6)第1種旅行業者の登録を受けていること。

5 企画提案事項

- (1)本事業の考え方及び効果的、効率的な活用方法
- (2)事業の企画提案内容
- (3)スケジュール
- (4)緊急時対応・危機管理
- (5)会社概要及び業務実績
- (6)見積額

6 スケジュール

(1)募集要項配布及び参加申込期限

令和2年9月16日(水)～令和2年9月25日(金)午後5時まで

(2)質問用電子メールアドレス受付期限

令和2年9月25日(金)午後5時まで

(3)募集要項に対する質問期限

令和2年9月25日(金)午後5時まで

(4)質問回答

令和2年9月28日(月)

(5)企画提案書等提出書類の締切り

令和2年10月2日(金)午後5時まで

※参加申込み後に辞退をする場合も、上記期限までにご連絡ください。

(6)一次審査(書類)結果通知

令和2年10月9日(金)

(7)二次審査(プレゼンテーション)

令和2年10月20日(火)

(8)二次審査結果通知

令和2年10月21日(水)

(9)契約締結

令和2年11月10日(火)(予定)

7 参加申込み

参加申込期限までに、提出資料1「参加申込書」(様式1)に必要事項を記入の上、持参により提出してください。

申込受付時に、申込番号をお知らせします。

参加申込期限 令和2年9月25日(金)午後5時まで

提出場所 港区教育委員会事務局学校教育課(港区立教育センター4階)

8 質問について

質問用電子メールアドレス受付期限までに、港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課(港区立教育センター)に直接、区からの質問回答を受信する電子メールアドレスを申告してください。電話での受付は行いません。また、受付の際に質問送信先である区の電子メールアドレスもお伝えします。

質問期限までに、提出資料2「質問票」(様式2)に記入の上、電子メールで、質問用電子メールアドレス受付時に区がお知らせする電子メールアドレス宛に送信してください。

質問は必ず電子メールで送信してください。電話による質問には回答しません。

質問者全者からの質問を、質問者名を伏せて質問用電子メールアドレス受付者全者に電子メールで回答します。

質問用電子メールアドレス受付期限 令和2年9月25日(金)午後5時まで

質問期限 令和2年9月25日(金)午後5時まで

質問回答 令和2年9月28日(月)

9 候補者の選考

港区において学識経験者及び区職員を委員とする事業候補者選考委員会を設置し、審査します。

(1) 審査概要

提出資料により、参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

(2) 審査項目

事業候補者選考委員会において、参加資格を満たすプロポーザル参加者の提案書審査(一次審査)及びプレゼンテーション(二次審査)を審査します。

下表の評価項目と視点で審査し、最終的に随意契約の候補者として1者を選考します。

評価項目	審査の主な視点
本事業の考え方及び効果的、効率的な活用方法	・当事業の目的を理解し、それを実践する手段を有しているか。
事業の企画提案内容	・派遣先の選定理由、運営体制、スケジュールはふさわしいものとなっているか ・留学生の選定基準、手配方法、運営体制、スケジュールはふさわしいものとなっているか ・見学学習の内容及び運営体制はふさわしいものとなっているか ・ホストファミリーの選定基準はふさわしいものとなっているか ・児童・生徒に対する配慮すべき事項は適切なものとなっているか
スケジュール	・業務を的確に遂行するため、明確な業務工程及び人員体制を設定し、より実現性の高い計画的なスケジュールとなっているか
緊急時対応・危機管理	・トラブルや事故等の発生時に児童・生徒の安全確保や状況を克服する

	<p>ための手段を有しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症拡大防止に関する対策として適切な手段を有しているか ・個人情報保護に関する考え方と具体的な手段を有しているか
会社概要及び業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当業務にあった内容を主業務としており、業務遂行に必要な専門性及び実績を有しているか
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額は業務規模で妥当か

(3) 審査手順

① 一次審査(書類審査)

企画提案書の内容、見積額等の書類審査を行い、二次審査対象事業者3者程度を選考します。

② 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査で選考された事業者に対し、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。所要時間は20分程度です(説明10分、質疑10分)。

(4) 結果通知

各審査終了後、プロポーザル参加者を選考・非選考の結果を提出資料1「参加申込書」記載のメールアドレス宛に電子メールで通知します。

二次審査で選考された事業候補者について、「港区指定業者選定委員会」で審議し了承を得た後に、選定された事業候補者と随意契約を締結します。

10 一次審査

(1) 企画提案書等の提出

以下の書類を提出してください。

- ① 提案書等提出期限 令和2年10月2日(月)午後5時まで
- ② 出場所 港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課(港区立教育センター4階)
- ③ 提出方法 事前に電話で予約の上、直接持参し、提出してください。
- ④ 提出書類
 - ア 提出資料3「参加資格審査申請書」(様式3)
 - イ 提出資料4「共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状」(様式4-1、様式4-2)

※区外事業者であり区内事業者と共同する場合のみ提出してください。

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

a 共同の方法:複数事業者による共同事業体の結成

b プロポーザル審査における加点:区内事業者単独での参加又は区外事業者が区内事業者と共同事業体を結成しプロポーザルに参加する場合、一次審査で、一次審査における評価 合計点の5%(小数点以下切下げ)を加点します。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な名称を設定の上、代表事業者を定め、共同事業体構成書(様式4-1)、共同事業体協定書兼委任状(様式4-2)を提出してくだ

さい。共同事業体を構成する全ての事業者が4に示す参加資格該当することが必要です。
(ただし、第1種旅行業者の登録については代表事業者が有していればよい。)代表事業者
及び構成事業者の変更は原則として認めません。

なお、プロポーザル選考に区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者(港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。)
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成 25 年3月 14 日港総契第 2801号)で定める事業者

ウ 提出資料5「ワーク・ライフ・バランス推進認定等企業確認書類」

※ワーク・ライフ・バランス推進認定等企業のみ、下記に示す加点の条件に該当することを証明する書類の写しを提出してください。

港区では、港区男女平等参画行動計画の方針に基づき、全てのプロポーザル選考において、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進状況について、第一次審査における評価項目とします。

a 加点の条件:事業者が次のいずれかの認定等を受けていること。

- ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業(港区の制度)
- ・東京ワークライフバランス認定企業(東京都の制度)
- ・くるみん認定、プラチナくるみん認定企業(国の制度)

b プロポーザル審査における加点:上記認定等を受ける事業者がプロポーザルに参加する場合、一次審査で、一次審査における評価合計点の5%(小数点以下切下げ)を加点します。

エ 提出資料6「会社概要及び業務実績」(様式5)

オ 提出資料7「企画提案書」(様式6)

※現地との交渉等の関係で1次審査時に間に合わない資料がある場合は、二次審査時に補足することを可とします。

カ 提出資料8「見積書」(様式7)

キ 提出資料9「港区物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)」

ケ 提出資料3～8のデータを格納したCD-R(CD-R表面には申込番号と社(者)名を記入してください)1枚

(2)提出部数 提出資料6～8は10部、提出資料3～5、9及びCD-Rは1部(枚)

(3)企画提案書等体裁

- ①フラットファイルは使用せず、提出資料ごとに左上をホチキス留めの上、提出資料3～9をまとめて左上をクリップ等で留めて1部、提出資料6～8をまとめて左上をクリップ等で留めて9部提出してください。
- ②各提出資料の右上に、参加申込時に区が伝える申込番号を記入してください。

③提出資料3、4、5、9以外の書類には、事業名がわかるような記載をしないでください。

(4)提出資料ごとの記載内容

提出資料7「企画提案書」については、以下の注意事項にのっとり資料を作成してください。

①カラー印刷可とします。

②文字サイズは11ポイント以上としてください。

③各項目のタイトルは、主旨を要約したものをつけてください。

④セルの大きさの横は固定、縦は任意で変更可とします。

⑤必要に応じ、別紙を添付しても構いませんが、A4判タテで作成し、枚数は10枚程度としてください。

⑥別紙を提出する際は、右上に「別紙1」等と記入の上、企画提案書の最後にまとめて添付してください。

⑦イラスト、写真等の利用に制限はありません。

⑧CD-Rに入力する提出書類のファイル形式は、マイクロソフト社製 Word2019 で読み込むことが可能なものとしてください。

(5)一次審査結果通知 令和2年10月9日(金)

事業候補者選考委員会で検討を行い、可否に関らず、提出資料1「参加申込書」に記載の電子メールアドレス宛に電子メールで通知します。

11 二次審査

(1) 二次審査実施日 令和2年10月20日(火)

一次審査通過事業者に開始時間を別途通知します。

(2)二次審査実施方法

①プレゼンテーション概要

「9候補者の選考(3)審査手順②二次審査(プレゼンテーション)」のとおり、プレゼンテーションを行っていただきます。

提案説明は、10分程度を予定し、その後10分程度の選考委員による質疑応答を行います。

プレゼンテーション参加者は3名までとし、現場の総括責任者、もしくは本業務に直接携わる者に説明及び質疑への回答を行っていただきます。

提出資料7「企画提案書」の内容から抜粋したプレゼンテーション用資料の追加配布は認めるものとしませんが、「企画提案書」に記載のない内容を追加することは認めません。

②プレゼンテーション方法

「企画提案書」について、パソコン及びプロジェクタを用いて、スクリーンに投影して説明していただきます。プレゼンテーションに用いるデータを入れたノートパソコンを持参してください。プロジェクタは区が用意しますので、HDMI 端子出力のポートを有するノートパソコンを必ずご用意ください。

(3)二次審査結果通知 令和2年10月21日(水)

事業候補者選考委員会で検討を行い、可否に関らず、提出資料1「参加申込書」に記載の電子メールアドレス宛に電子メールで通知します。

12 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ③ 虚偽の内容は記載されているもの。
- (2) プロポーザルの作成に要した費用、旅費、その他業務に関する一切の費用はプロポーザル参加事業者の負担となります。
- (3) 本提案に関する提出資料は返却しません。
- (4) 提出後の提案書等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付期間終了後は、本委託に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (7) 二次審査における質疑応答での回答内容については、企画提案書と同等の提案として扱い、また、その提案内容は事業者が見積書に提示する経費に含むものとします。
- (8) 本事業に関して参加申込み事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (9) 本提案の提出物は本業務の事業者選考以外には使用せず、区が責任を持って保管・破棄するものとします。
- (10) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (11) 選考結果は、委託事業者との契約締結後、港区公式ホームページ上で公開します。

13 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公開です(ただし、同条例第5条に定めるものを除く)。

14 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。

15 書類提出先・担当部署

港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課
〒105-0001 港区虎ノ門3-6-9(港区立教育センター4階)
電話 03-5422-1541(直通) FAX 03-5422-1547